

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年度の我が国は、57年ぶりの東京オリンピック開催の興奮に沸く一方で、新型コロナウイルス感染の再拡大により、首都圏を中心に緊急事態宣言の発令等を余儀なくされ、7-9月期のGDP成長率はマイナスに転落しました。その後、持ち直しの動きも見られたものの、ウクライナ情勢の悪化やオミクロン株の感染拡大等に左右されて、経済活動の見通しは不透明な状況で推移しました。

この間、食品関連分野においては、非対面・非接触を志向する新しい消費者行動の発生・拡大、国内物流における人員不足の深刻化等への対応の必要性が強く意識され、製造分野における冷凍食品事業や加工・パッケージ事業の強化・拡大、卸売分野における情報共有アプリや物流効率化アプリ、小売分野におけるECプラットフォームや非接触セルフレジの導入等の多彩な取組みが認められたところです。

こうした状況の中、ポストコロナ後の新常态や改正卸売市場法下の商物分離取引ルール等の新たな事業環境に対応した食品流通合理化の推進はもちろん、令和3年6月からスタートしたHACCP義務化への対応、プラスチック資源循環や食品ロスの削減、日本食・食文化の海外発信や輸出力強化の促進、外食・中食産業における国産食材活用の促進等は、食品関連事業者全体に関わる重要な課題でありました。

このような環境下において、食品流通分野の各段階を通じた流通合理化に寄与するため、下記の諸事業を重点的に実施しました。

記

I 債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施した。

- ①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業
- ②中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）
- ③中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業
- ④流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業
- ⑤中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業

- ⑥地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業
- ⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業
- ⑧米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業
- ⑨地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

注1) 令和2年4月1日に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第36条に基づき、同法の輸出事業は①の食品等流通合理化事業とみなされます。

注2) 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、③の認定異分野連携新事業分野開拓事業、⑤の認定地域産業資源活用事業及び認定地域産業資源活用支援事業の制度は廃止されました。しかし、令和2年10月1日現在、認定を受けているこれらの事業の計画については、従前どおり、債務保証の対象とされます。

II 情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

1. 食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

(1) 情報収集提供事業

ア 情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供した。

イ 食品流通分野の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通事業者や個性的な取組を行っている食料品小売店・商店街等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施した。

(2) 調査研究事業

ア 国からの補助を受けて、外食・中食事業者とジビエ生産者とのマッチング、ジビエの商談会等により、外食・中食産業におけるジビエの活用促進と外食・中食産業の活性化等に資する取組を支援する事業を実施した。

イ 国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・再利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施した。

- ウ 国からの補助を受けて、日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体、企業等を広く発掘・表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施した。
- エ 国からの補助を受けて、害獣捕獲から獣肉処理加工施設に至る見学・実習等を通じて鳥獣被害対策の担い手の発掘・育成を図る事業を実施した。
- オ 生鮮取引電子化推進協議会、食料品地域物流円滑化等推進協議会及び機能性表示食品普及推進協議会の事務局として、これら協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たした。

2. 食品流通関係事業者等に対する相談援助等

(1) 研修事業

- ア 「匠の店」登録制度の管理・運営を行った。
- イ 協議会事務局として「生鮮流通業者に求められるインボイス対応」、「インボイスにおける卸売市場特例等」、「生鮮食品等流通における標準化とデジタル化」に係るセミナー等を実施した。

(2) 相談援助事業

- ア 食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施した。
- イ 農山漁村 6 次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行った。
- ウ 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況の評価及び指導、収益納付された資金の管理等を行った。
- エ 国からの補助を受けて、新型コロナウイルス感染拡大による大幅な旅客便の減便に伴う生鮮品輸出物流への影響を緩和する食品等輸出物流ルート確保緊急対策事業を実施した。
- オ 国からの補助を受けて、ポストコロナ下での卸売市場や食品卸団体等が取り組む非接触型業務運営やコロナ禍後の需要拡大に向けた取組を支援するポストコロナサプライチェーン緊急強化対策事業を実施した。
- カ 食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行った。
- キ 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応じた。

Ⅲ 収益事業（出版事業）

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などに係る資料整理を行った。